

保育士の処遇改善を求める意見書

保育士は、国家資格の職であるにもかかわらず、賃金水準において他産業に劣るなど、処遇の上では決して恵まれているとはいえない実態にある。また、保育所入所待機児童への対応が喫緊の課題である都市部においては、保育士不足という切実な問題も生じている。現在、希望する保護者の誰もが安心して子どもを託すことができる、より質の高い保育サービスの量的拡大が急務となっている。良質な保育サービスの拡充を早急に進める上では、保育の主たる担い手である保育士の処遇を改善することによって、その定着を図っていかなければならない。

よって、本市議会は、国に対し、保育士の確保を行いつつ、保育士の賃金水準を引き上げるよう、保育所運営費の基礎となる保育単価の改善と、特別保育に係る国の補助制度の見直しや補助基準額の改善を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣殿
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

座間市議会議長 京 免 康 彦